

# 総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和4年6月21日（火） 午後3時30分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 中平委員長・上田副委員長・林委員・吉津委員・綾城委員  
江原委員・田中委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 なし
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 なし
7. 議会事務局職員 岡田局長・白井主査
8. 協議事項  
6月定例会本会議（6月17日）から付託された事件（議案7件）
9. 傍聴者 3名
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午後3時30分 閉会 午後4時14分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和4年6月21日

総務民生常任委員長

中 平 裕 二

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

**中平委員長** 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。なお、採決は挙手により行います。賛成の方は挙手をしていただきますが、委員長が結果を宣告するまで、手を挙げたままお待ちください。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 7 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。それでは、はじめに、議案第 12 号「訴えの提起をすることについて」を議題とします。本議案については、先刻連合審査会を開催し、補足説明及びご質疑をいただいたところですが、執行部から追加の補足説明がありましたらお願いします。

**坂野企画総務部長** 補足説明は特にございませぬ。

**中平委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 12 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

**吉津委員** ただ今議題となっております議案第 12 号「訴えの提起をすることについて」賛成の立場で討論をさせていただきます。平成 27 年 8 月ごろ、市の所有する市有林の一部の立木を市の許可なく違法に伐採し、売却した立木の損害額は 600 万 4,518 円、伐採によって発生した森林復旧整備費 561 万 4,200 円の損害額 1,161 万 8,718 円に弁護士費用相当額 116 万 1,871 円を加えた損害賠償金 1,278 万 589 円。これに対する遅延損害金を支払うよう求める訴えの提起であります。違法伐採に対する損害について、市民の生活と財産を守る上でも、訴えの提起をすることは当然の行為であり、理解するところであるが、その上で 3 点ほど意見を申し上げます。1 つ目に判明から今までにかなりの時間を要したことです。平成 27 年 8 月ごろ市有林の一部が許可なく違法に伐採、売却され、令和元年 8 月にこの事実が判明しました。市有林監視員がいたにも関わらず、判明に至るまで 4 年の時間を要した。長い期間にわたり市有林での伐採作業が

行われていたにも関わらず、職員や監視員の職務怠慢により、発見に時間を要したため、市所有の財産に大きな支障が出たと言わざるを得ません。2つ目に、この件が判明した時点で、刑事事件にしなかった点です。令和元年8月に現地周辺を撮影した航空写真を見て、違法伐採が判明しました。森林の立木を伐採する場合には、森林法の規定により市町村への届出が必要になります。森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に伐採および伐採後の造林の計画の届出を行うことが義務づけられております。市有林を違法伐採した森林事業者は、伐採届を提出せずに伐採した事実も判明しました。伐採届を提出しない場合は、森林法第207条により法律違反となります。伐採届の提出は、森林の立木の伐採行為の実態を把握し、伐採後の更新を確実に行うことで、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮するための適正な森林施業の実施や森林資源の状況等を把握する上でも極めて重要なことでもあります。この事実があったにも関わらず、警察にも相談せず被害届も提出していない。森林事業者を管理、監督、指導する立場である市の対応は十分であるとは言い難い。3つ目に、この森林事業者を令和3年度までリフォレながとにおいて仕事をさせていたことです。先ほども申しましたが、森林の立木を伐採する場合には、森林法で、同規定により、市町村への届出等手続きが必要で、伐採届を提出していない場合は、森林法により法律違反となります。明らかな法律違反をしている事実が判明していたのにも関わらず、令和3年度までリフォレながとにおいて仕事をさせていました。職員が執行する職務は、公共の利益の増進を目的とするだけでなく、誰の目にも公正公平なものでなければなりません。この行為は市民からの本市に対する信頼を著しく損なう可能性があり、職員に対する信用も大きく失墜することに繋がりがねません。以上3点申し上げましたが、市におかれてはこれらについて改めて検証し、職員が改めて公務員としての使命、社会的責任、高い倫理感について深く認識し、二度とこのような事案が発生しないよう、実効性のある再発防止策を速やかに講じ、徹底することを強く求め、議案第12号の賛成討論といたします。

**中平委員長** ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。挙手全員です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 15 : 36 —

— 再開 15 : 37 —

**中平委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 6 号「長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**椎葉選挙管理委員会事務局長** それでは議案第 6 号につきまして補足説明を申し上げます。選挙公営にかかります公費負担につきましては、国において、3年に一度の参議院議員、通常選挙の年に基準額見直しを行うことを例としておりまして、前回の改正以後、令和元年 10 月に消費税が 8%から 10%になったことを踏まえまして、このたび公費負担の限度額が消費税増税分引き上げられたことから、本市におきましても国に準じ、消費税増税分を限度額の引き上げを行うものでございます。補足説明は以上でございます。

**中平委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

**綾城議員** 消費税相当分を上乗せして引き上げていくということでございますけれども、この内容については良いんですが、改正内容 3 のビラの作成。これいろいろお聞きしますと、これは市長選においてビラの作成費の公費負担というところがございますけれども、これを市議選においてもビラが選挙戦において、ビラが配布できるという法改正があったと。本来 3 年前に、3 年に 1 回の改正というところで、3 年前に同じような、その時にこういう一つ問題提起をすべきだったなと思ってるんですけども、ビラに公費負担がある。無いものちょっと思い込んでおりまして、これは市長選のみのビラの作成の公費負担というところなんです。金額の云々とかチラシに実際どれくらい掛かるかというのは置いて、首長選にはある、市議選には公費負担がないというのも制度としてどうなのかなというちょっと疑問がありまして、その辺についてですね、また改正が 3 年後ございますし、考えてほしいなって個人的には思っているんですけども、まず市長選のみになっている理由についてお尋ねいたします。

**椎葉選挙管理委員会事務局長** 今お話がありました、ビラの作成費用につきましては、今、委員ご指摘のとおり、市長選挙についてのみが公費負担ということになっております。これにつきましては、かなり昔になりますが平成 19 年 2 月に公職選挙法の一部を改正する法律が施行されまして、その際に、地方公共団体の長、選挙におきましては、選挙運動用のビラの頒布ができるようになったということで、その際に併せて、都道府県知事と、あと市長、こちらの選挙につきましては、それぞれの条例で定めるところによって、公費負担することができるということになりましたことから、その当時平成 20 年の 9 月定例会におきまして、条例を改正いたしまして、市長の選挙につきましてはビラの公費負担ができることとしたところでございます。その後、平成 31 年の 3 月に議員

の方のビラの頒布も解禁といいますか、できるようになったところでございまして、その法の改正によって、公費負担も同じように、条例に定めるところによってできることとされたところでございます。当時協議をした結果、当時の他市の状況も踏まえまして、その当時の公費負担の改正は見送られたというところでございます。

**綾城議員** 分かりました。これは自治体の裁量に任されているというところで、チラシもですね、金額に換算すると2、3万円ぐらいかなと。そんなに大きな金額ではないんですけども、実際、それもちょっとよく分かりませんが、市長選にはあって、市議選にはないっていうのもね、どうなのかなっていうのが、ちょっと単純に疑問がありまして、次の改選3年後にありますのでですね、今後、一つ検討材料で研究してみてもいいのかなと思いますけれども、その辺、事務局長のご見解を。

**椎葉選挙管理委員会事務局長** この限度額の改正につきましては通常、参議院議員の通常選挙が行われる年に改定がされているというタイミングでございまして、また3年後に見直しのタイミングっていうのは迎えると思います。ただ市長選挙につきましては来年度執行される予定になっておりまして、その次が議員の選挙もございまして、また、その辺りににつきましては他市の状況も踏まえまして検討したいというふうに思います。

**中平委員長** ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 15 : 43 —

— 再開 15 : 44 —

**中平委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第14号「財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**岩本消防長** 議案第14号につきましては、中央消防署に配備しております、消防ポンプ自動車を更新するもので、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定に伴い、5月31日に指名競争入札を執行した結果、株式会社クマヒラセキュリティ山口支店が落札したことから、契約を締結し、財産を取得することにつ

いて、議会の議決を求めるものでございます。補足説明は以上です。

**中平委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**林委員** 入札の執行結果が議案参考資料に載ってますけれども、この予定価格は事後公表されております。その前にこの 5 社を指名で選んで、2 社が辞退します。この辞退理由っていうのは何か分かりましたら説明をお願いします。

**宮本消防総務課長** 入札につきましては、長門市入札参加者名簿に登載、かつ消防ポンプ自動車を取り扱う代理店が県内に 5 社ありましたことから 5 社を指名して、入札を行いました。入札を辞退した 2 社の理由につきましては把握しておりません。

**中平委員長** ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 14 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 15 : 47 —

— 再開 15 : 48 —

**中平委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 2 号「令和 4 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**井関市民生活部長** それでは、議案第 2 号、総合窓口課の所管の国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明を行います。補正予算書 44 ページ、45 ページ。第 2 款保険給付費、第 6 項傷病手当諸費、第 1 目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の適用期間が令和 4 年 3 月 31 日までから、本年 9 月 30 日までに延長されたことから、所要の予算を計上したものであります。以上で補足説明を終わります。

**中平委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**ひさなが委員** それでは今補足説明ございました補正予算書 44 ページ、45 ページ。第 2 款保険給付費、第 6 項傷病手当諸費、第 1 目傷病手当金 50 万円。こちらの積算根拠について伺います。

**大田総合窓口課長補佐** 申請 1 件当たりを想定いたしまして、山口県の最低賃金から 1 日当たりの支給単価を 4,700 円、支給日数を待機期間、週休日から勘案いたしまして、6 日としております。今年度に入り、4 月、5 月と約 40 人の市内の新型コロナウイルス新規感染者が発生しておりますことから、市全体の人口に対する国保の加入率から支給対象者を 17.7 人と見込みまして、4 月から 9 月までの 6 カ月間に必要な経費といたしまして、補正額を積算しております。

**ひさなが委員** それでは、補正予算額に達してしまった際の対応について、お伺いいたします。

**和田総合窓口課長** 令和 2 年度、3 年度とこの傷病手当金の申請相談の実績はございませんでしたけれども、入院が長期にわたる場合等、最長で 1 年 6 カ月の支給対象となるということがございまして、補正予算額に達してしまうことは考えられます。傷病手当金の性格上、緊急を要する案件でございまして、その際には、一旦、国民健康保険事業特別会計予備費等から充用いたしまして、改めて補正予算計上させていただくことにしたいと考えております。

**中平委員長** ほかにご質疑はございませんか。今一度、議案第 2 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 8 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**井関市民生活部長** 議案第 8 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましましては、提案説明及び議案参考資料 8 ページから 9 ページにお示ししている通りでありまして特に補足説明はございません。

**中平委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

**ひさなが委員** 議案第 8 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響によって保険料の減免対象及び申請書の提出期限を規定するものとなっておりますが、こちら市民の方への周知方法についてお尋ねいたします。

**和田総合窓口課長** 昨年と同様になりますけれども、広報、ホームページ等で周知をしていくという予定にしております。

**中平委員長** ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 8 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

か。「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 9 号「長門市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**伊藤健康福祉部長** それでは、議案第 9 号の条例改正につきましては、提案説明、および別添の議案参考資料、10 ページから 11 ページに改正の趣旨および内容等をお示ししており補足説明はございません。以上でございます。

**中平委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、議案第 9 号の全般にわたりご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 15 : 55 —

— 再開 15 : 56 —

**中平委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第 5 号「長門市ケーブルテレビ放送センター条例及び長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**坂野企画総務部長** それでは、議案第 5 号について補足説明を申し上げます。議案第 5 号は、令和元年度から進めてまいりました、光ファイバー網整備事業が、本年度中に完成することから、市内全域において光ファイバー網を使用した新たな放送・通信サービスの運用を開始するにあたり、施設の追加、及び利用料金の改定等を行うため、関係する 2 つの条例について、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、送信施設として 2 つの中継局を追加し、宅外設置機器を光受信機に変更しております。また、ケーブルテレビ加入負担金及び利用料等について、光ファイバー網整備事業が始まることを理由に据え置いていました、令和元年 10 月の消費税増税、8%から 10%分を考慮した 2%分を引き上げ、インターネット利用料については、現在の料金体系を基本としつつ、民間事業者の料金等を考慮した上で、利用状況に応じて選べ

るよう工夫した、シンプルで分かりやすい 4 つのプランによる料金体系としたところ。補足説明は、以上でございます。

**中平委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**ひさなが委員** それでは議案第 5 号「長門市ケーブルテレビ放送センター条例及び長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例」について、一点ほどお伺いをいたします。記者会見等でおっしゃられていたが、自走を視野に入れて料金改定を検討されてきたというところで、その中で経営努力、運営努力っていうことが必要だと考えたというふうにお聞きしております。具体的に、経営努力、運営努力という点ではどういったものでしょうか、お伺いいたします。

**山田企画政策課長** 料金の改定にあたりましては、自走と申しますか、収支の試算、それと指定管理料の影響等、様々な角度から検討をしております。そのような中で現在の光ファイバー網の整備を完了した、三隅、日置、油谷地区の状況を見てみますと、インターネットテレビの加入者が 30%ほど整備によって増加しております。今回さらにケーブルテレビインターネットを選んでいただけるよう、通信速度の見直し、民間事業者との価格を比較した上で、プランの改定を行っておりますので、まずは積極的な新規の加入促進、これを図っていききたい、努めてまいりたいと思っております、それによって料金収入を確保してまいりたいと考えております。

**綾城委員** ちょっと細かいところを聞いていきたいんですが、その前に一点、課長、あのですね、この議会が去年の 9 月に要望的意見書ってものを提出しております。その中にこの光ファイバー網整備事業にあたってですね、料金改定をするであろうと、そのときに市民生活に寄り添った料金体系となるように考慮いただきたいというような要望的意見書を付しております。それについて今回、それはどのように考慮されたのか、お尋ねいたします。

**山田企画政策課長** 今の要望的意見書ということですが、まず改定にあたっては意見書、3 月に附帯決議をいただいております。3 月 17 日付けで光ファイバー網整備完了後、通信料、利用料金の改定に伴う際は市民生活に寄り添った料金体系になるよう十分に考慮することということを、まずは念頭において考えたところです。そしてもう一つは自走と申しますか、収支のシミュレーションをやった上で、まずは自分たちの加入促進を図っていく必要があるということをお考えまして、基本的に据え置き、先ほどの部長の補足説明でもありましたけれども、消費税分の考慮、それとインターネットについては、基本的には現状を確保、おさえた形で設定しようということをやったものでござい

す。

**綾城委員** インターネットについてちょっとお尋ねします。現在の加入世帯数をお尋ねいたします。

**池永デジタル推進室主査** インターネットの加入世帯数ですけれども、令和 4 年 4 月末現在ですけれどもスタンダード個人向けの契約者が 1,711 世帯。スタンダード法人向けが 173 件。ハイスピード個人向け世帯が 1,211 件。ハイスピード法人のほうは 120 件、以上です。

**綾城委員** 合計何世帯になりますか。

**池永デジタル推進室主査** 合計ですけれども 3,215 件です。

**綾城委員** 分かりました。で、ですね議案書を見させていただきました。今、旧プランの世帯数のほうをお尋ねしましたけれども、この議案書、見させていただいて、改正前と改正後ということで、改正後 4 つのプランですね、スタンダード、ミドル、ハイスピード、プレミアムっていうふうな 4 つのプランが設定されています。これのそれぞれのスピードについてお尋ねいたします。

**池永デジタル推進室主査** スタンダードプランが 30Mbps。ミドルプランが 120 Mbps。ハイスピードプランが 300Mbps。プレミアムプランが 1Gbps としております。

**綾城委員** 分かりました。ではつまり旧プランが 8Mで、今 1,711 世帯で 3,080 円。法人向けスタンダードが 12Mで 5,140 円、173 世帯。個人向けハイスピードが 1,211 世帯で 100Mで 4,320 円ですね。法人向けハイスピードが 120Mで 6,480 円、120 世帯。これ旧プランのものでですね。新しいほうが、スタンダードが 30Mで 3,300 円。ミドルが 120Mで 4,400 円。ハイスピードが 300Mで 5,500 円。プレミアムが 1Gで 6,600 円ということになっていると思います。これ結局、旧プランこれから改正にあたって、旧プランから新しいプランに皆さん移行されることになると思いますけれども、どのようなシミュレーションを今、内部でされているのかお尋ねをいたします。

**池永デジタル推進室主査** それではお答えします。現在スタンダード個人向けプランの方は、スタンダードプランのほうへ。スタンダード法人向けプランの方は、ミドルのほうへ。ハイスピード個人向けにつきましてもミドルのほうへ。ハイスピード法人向けプランにつきましても、ハイスピードのほうへ移行を予定しております。

**綾城委員** 1 個確認です。個人向けハイスピードの 100Mの 1,211 世帯はどこに移行のシミュレーションって言われましたっけ。

**池永デジタル推進室主査** 個人向けハイスピードプランの方につきましても、ミドルプランのほうに移行を考えております。

**綾城委員** はい、だいたい分かりました。一番は 1,711 世帯ある個人向けのス

スタンダードと。これがスタンダードの 30M3,300 円に移行するだろうと。で、次に多い 1,211 世帯で個人向けハイスピード 100M、これがミドルの 120Mの 4,400 円に移行するであろうというように今内部で想定があるということですね。いずれにしても、これ全ての加入世帯が新プランに移行になるということになると思います。で、これ全体で 3,215 世帯今契約があるということですが、この手続きとかについてはどのようにしているのか、お尋ねをいたします。

**池永デジタル推進室主査** インターネット加入者につきましては、基本的に契約更新の手続きは行わず、先ほど私のほうが説明したプランを周知していく中で、変更を希望される方のみ変更の手続きをとってもらうような手続きを考えております。

**綾城委員** 了解です。では次、これですね、料金だけぱっと見ると一般的に多い 8Mの 3,080 円ですね。これがスタンダードの 30M3,300 円に移行するっていうところで、これぱっと見ると料金上がっちゃったんじゃないかっていうような誤解も受けるかもしれないというところで、でも実際はスピードが速くなっているの、実際お得になってるんですよ。でも料金だけをぱっと見ると市民の方はもしかしたら誤解をされるかもしれない。これ全体的にはやっぱり市民の方に寄り添った良心的な料金体系になっているというふうに思っています。新規加入もどんどん促進をしていかなきゃいけないっていうところで、市民の皆さんに対して料金がこういう体系に変わりましたよと分かりやすい説明っていうのが、やっぱり議案を私たち見たんですけどちょっとよく分からなかったんですね。はい、正直言って。スピードも書いてありませんし。なので分かりやすいものが工夫が説明に要るんじゃないかと思えますけれども、その辺いかがでしょうか。

**山田企画政策課長** 市民への周知につきましては分かりやすい形でまとめたものを市のホームページ、市の広報、こういうものに載せていきたいと思えます。そして変更が必要な方は手続きをしてくださいよと、そのままでもいい方はそのまま何もされなくてもいいですよということを考えています。それと指定管理者のいろいろな媒体もありますので、そういったものも活用し、またこの料金改定は来年の 4 月 1 日を予定していますので、期間がありますのでこの期間を利用して、しっかりと周知してまいりたいと考えております。

**綾城委員** 分かりました。最後 1 点です。この議案書見たら E メールについて、例えば法人なんかは 10 アカウントあったのが、1 アカウントですかね。というふうにメールアカウントが減っておりますけれども、これ問題ないのか、お尋ねいたします。

**池永デジタル推進室主査** メールの変更につきましてはですが、現在、イ

インターネットメール、フリーメールや携帯電話のキャリアメールなどが多く普及しており、ケーブルテレビのhot - cha. tvというドメインの使用状況も少なくなっております。しかしながら、プロバイダ事業者として加入者との連絡手段として必要ではございますので、1契約につき1アカウントの利用と変更しております。なお、現行と同様にメールアドレスの追加は可能となっております。

**綾城委員** はい、分かりました。実はこの前、ろうあの方、耳が聞こえない方がほっちゃんのメールアドレスを使ってらっしゃるということで、やっぱりちょっと需要があるし、そういう特にメールでしかラインもありますけどもね、メールのほうがやっぱり非常に意思疎通の手段として、重要な方が使われてるっていうのをお聞きしましたのでですね、1アカウントが残されるということですから、スムーズな移行となるように、混乱が起きないようにお願いをしたいと思います。

**山田企画政策課長** 実はメールについても今後の設備投資費も含めて現在のメールの使用状況、これも把握しました。民間のメールサービスが非常に発達して、ほっちゃんのメールの活用が少ないという判断であったんですけども、先ほど答弁しましたように、プロバイダとしての連絡手段とか、今まで活用されている方がいるということで、残したものでありまして、そういう残したメールについては積極的に活用してまいりたいと考えております。

**中平委員長** ほかにご質疑はございませんか。今一度、議案第5号に全般にわたりご質疑ありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。挙手全員です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 16:14 —